

7 山瀬漁調指示第 7 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、ひっかけ釣りによるふぐの採捕禁止について、次のとおり指示する。

令和 8 年 3 月 19 日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会  
会 長      森 友      信

- 1 指示する内容  
船舶を使用し、ひっかけ釣りによりふぐを採捕してはならない。
- 2 適用海域  
山口県瀬戸内海海区
- 3 指示の有効期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで